

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者名 医療法人社団三医会
代表者名 竹鼻 純子
所在地・連絡先 (住所) 富山県富山市小中 291
(電話) 076-428-1234 (F A X) 076-429-8638

2. 事業所の概要

事業所名 医療法人社団三医会 大日橋クリニック
事業所番号 1 6 1 0 1 1 9 1 5 6
所在地・連絡先 (住所) 富山県富山市大島 3 丁目 174-1
(電話) 076-491-7800 (F A X) 076-491-7801
指定を受けているサービスの種類 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
サービス提供地域 富山市、立山町

3. 事業の目的および運営方針

大日橋クリニックが実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

居宅療養管理指導等の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. 従業者の勤務体制

医師（常勤）	1 名	常勤	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分	
看護師（常勤）	1 名	常勤	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分	（非常勤） 2 名

5. 診療日および診療時間

月・火・水・金・土 午前 9 時～午後 5 時（第 4、第 5 土曜日を除く）

* 木曜日・日曜日・祝日・お盆（8 月 1 4・1 5 日）・年末年始（1 2 月 3 0 日～1 月 3 日）を除く。

6. サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

医師が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な利用者に対して、医師が、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導および助言を行います。

(2) 身体拘束やその他の行動制限の適正化に関する基本的な考え方

利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

(3) 費用

ア 利用料

介護保険の適応がある場合は、原則として提供された（介護予防）居宅療養管理指導費の1割又は2割又は3割が利用者の負担額となります。

[料金]

医師が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

①医療保険にて在宅時（施設入居時）医学総合管理料を算定しない月

1月2回を限度として（1回当たり）（1割負担の場合）

単一建物居住者が1人 515円

単一建物居住者が2～9人 487円

単一建物居住者が10人以上 446円

②医療保険にて在宅時（施設入居時）医学総合管理料を算定する月

1月2回を限度として（1回当たり）（1割負担の場合）

単一建物居住者が1人 299円

単一建物居住者が2～9人 287円

単一建物居住者が10人以上 260円

イ 交通費

居宅療養管理指導等の提供に要する交通費は徴収していません。

ウ キャンセル料

当院では利用者の方の都合によりサービスを中止した場合のキャンセル料は徴収していません。

7. 利用料等のお支払い方法

毎月10日頃に前月分の計算し請求を行います。領収書を発行します。

8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口

- ・窓口責任者 寺島 嘉宏
- ・ご利用時間 月・火・水・金・土（第4土曜日、第5土曜日午後を除く）
午前9時～12時 午後2時～5時
- ・ご利用方法 電話

行政機関その他の窓口

◎富山市福祉保険部介護保険課

所在地：富山市新桜町7番38号 連絡先：076-443-2206

受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00

◎富山県国民健康保険団体連合会

所在地：富山市下野字豆田995番地の3 連絡先：076-431-9833

受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00

◎富山県福祉サービス運営適正化委員会

所在地：富山市安住町5-21 富山県社会福祉協議会内 連絡先：076-432-3280

受付時間：月曜日～金曜日 8：30～16：00

9. 利用者の方へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証をご提示ください。